○法　務　省

二五　出入国管理及び難民認定法施行令第二条等に規定する伝達の方法等を定める省令　一五　130　二

二六　出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令　一五　130　三

二七　司法書士法施行規則及び土地家屋調査士法施行規則の一部を改正する省令　二一　一

二八　出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する省令　二五　二

二九　法務省組織規則の一部を改正する省令　二七　139　二

三〇　戸籍等の謄本等又は登録原票の写し等の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令の一部を改正する省令　二九　142　二

○外　務　省

一〇　領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令　二九　142　八

一一　国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令　二九　142　九

○財　務　省

四五　租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令　一八　132　一

四六　財務省組織規則の一部を改正する省令　二九　142　九

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

二　工場立地法施行規則の一部を改正する省令　一五　130　三

○文部科学省

二四　博物館法施行規則の一部を改正する省令　二九　二

○文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

一　人材認定等事業に係る登録に関する省令の一部を改正する省令　二九　143　二

二　人材認定等事業に係る登録に関する省令の全部を改正する省令　二九　143　二

○厚生労働省

九〇　薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令　一　四

九一　児童扶養手当法施行規則及び母子及び寡婦福祉法施行規則の一部を改正する省令　六　一

九二　日本年金機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令　八　一

九三　食品衛生法施行規則の一部を改正する省令　一三　128　一

九四　東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令　一五　130　四

九五　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令　二〇　134　七

九六　障害者自立支援法施行規則及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令　二五　三

九七　出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令　二九　142　一二

九八　薬事法施行規則の一部を改正する省令　二九　142　一七

九九　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則及び障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の一部を改正する省令　二九　142　一七

○厚生労働省、経済産業省、環境省

二　PFOS又はその塩の製造設備に関する技術上の基準を定める省令　八　一

○農林水産省

三五　指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令　五　二

三六　農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令　一九　133　一

三七　農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令　二五　137　一

三八　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則の一部を改正する省令　二八　二

○経済産業省

四四　電気関係報告規則等の一部を改正する省令　一　119　三

四五　自転車競技法施行規則及び小型自動車競走法施行規則の一部を改正する省令　八　二

四六　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則　一八　132　二

四七　電気事業法施行規則の一部を改正する省令　二九　143　一〇

○国土交通省

五八　津波防災地域づくりに関する法律施行規則及び都市計画法施行規則の一部を改正する省令　一二　127　一

五九　国土交通省組織規則の一部を改正する省令　二七　139　三

六〇　地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令　二七　139　三

六一　特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行規則　二七　139　三

六二　国土交通省組織規則の一部を改正する省令　二九　142　一八

六三　国土交通大学校組織規則の一部を改正する省令　二九　142　一八

六四　都市再生特別措置法施行規則及び都市公園法施行規則の一部を改正する省令　二九　142　一八